

政令第九十九号

愛玩動物看護師法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

愛玩動物看護師法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和元年十二月一日とする。